

編集と発行

埼玉県三郷市役所

企画課

電話

(0489) 52-2121 (大代)

三郷みさと 広報

三郷市の人口、世帯数
(12月1日現在)

世帯数	13,454
(昨年同期)	11,889
人口	52,604
(昨年同期)	47,589
男	26,855
(昨年同期)	24,220
女	25,749
(昨年同期)	23,369



清き一票

12月10日、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が行なわれました。

ここ、第1投票所（丹後保育所内）においても、有権者が「清き一票を」と投票をしています。

'72 12 月

12月10日から1月10日まで

を事故から守りましょう



年末年始には、経済活動が活発になるため、交通がふくそうし道路の不正使用、違法駐車などが多くなるばかりでなく、飲酒の機会も多くなり、また、気ぜわしさも加わって例年これらに起因する交通事故、とくに、子どもと老人、自転車利用者の事故が多発しておりますので、道路交通に關係のあるすべてのかたに正しい交通ルールの実践を習慣づけて交通事故の防止をはかるものです。

当市においても、本年十一月末

日現在の交通事故発生件数は二三一件、負傷者おおよそ死には三四八人となっておりますので、市民の皆さんには、次のことを守り、くれぐれも事故にあわないよう注意しましょう。

老人は

○道路を横断するときは、安全の確認をしてわたる。

○信号は青でわたる。

○子どもに対し、正しい交通ル―

ル（とくに道路へのとび出しはしない。）を具体的行動で日常の習慣になるまでしつける。

○幼児は絶対にひとり歩きをさせない。

○車を運転するひとには酒をださない。

○踏切では、右、左の安全確認を
励行させる。

○無免許運転をさせないように、
鍵（キー）の保管に注意する。

運転者は
○スピードの出しすぎ、無理な追

越しをしないでつねに安全運転を励行する。

- 飲酒運転を絶対しない。
- 違法駐車を絶対しない。

○スクール・ゾーン内では、子ども
の安全を優先し、かならず徐

行や一時停止する。

○横断歩道のある場所では、徐行

または一時停止し、歩行者を保護する。

○仕業点検、定期点検整備を励行する。

○商品の張出し、立て捨て看板等

交通上障害となる物件を道路におかない。

○運転者には、無理な進行や過積載はさせない。

の周知徹底をはかる。

昭和47年度
一般会計補正予算など

九議案きまる

昭和四十七年度市
一般会計補正予算および
三郷市丹後地内におけ
る街路および水路築造
工事（第一工事区）第
八工事区）請負契約の
締結をきめる十一月臨
時議会は、十一月二十
七日、午後一時から市

街路および水路築造工事（第四工事区）の請負契約が九、二〇〇万円で（株）斉藤土建と締結されました。

▼工事請負契約の締結について
街路および水路築造工事（第五工事区）の請負契約が六、五五〇万円で前田道路（株）埼玉出張所と締結されました。

役所議場において開会されました。会期を一日間と定め、議案九件が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

審議決定された議案は、次のとおりです。

▼工事請負契約の締結について
街路および水路築造工事（第六
工事区）の請負契約が七、三三四
万円で名倉建設（株）と締結され
ました。

▼工事請負契約の締結について
街路および水路築造工事（第一
工事区）の請負契約が、七、八五
〇万円で（株）杉本組と締結され
ました。

街路および水路築造工事（第七工事区）の請負契約が八、五八〇万円で（有）織田興業と締結されました。

▼工事請負契約の締結について

▼工事請負契約の締結について
街路および水路築造工事（第二
工事区）の請負契約が、九、六〇
〇万円で浦和土建工業（株）と締
結されました。

▼昭和四十七年度三郷市一般会計
工事区)の請負契約が七、五〇〇
万円で森建設(株)と締結されま
した。

▼工事請負契約の締結について
街路および水路築造工事（第三
工事区）の請負契約が一億九四〇
万円で大都建設（株）埼玉営業所
と締結されました。

補正予算（第五号）
歳入歳出の予算の総額に歳入歳
出それぞれ四二四万二千円を追加
し、歳入歳出予算の総額は、二〇
億四、五三万八千円となりまし

▼工事請負契約の締結について

衆議院の投票率 56.18 パーセント

衆議院議員総選挙 おわる 最高裁国民審査

衆議院議員総選挙投票状況

区分 投票区	当日の有権者数			投票者数			投票率
	男	女	計	男	女	計	
1	764	802	1,566	564	567	1,131	72.22
2	1,524	1,506	3,030	994	929	1,923	63.47
3	1,842	1,736	3,578	938	822	1,760	49.19
4	1,818	1,831	3,649	958	895	1,853	50.78
5	1,737	1,683	3,420	862	818	1,680	49.12
6	2,170	2,113	4,283	1,076	1,056	2,132	49.78
7	1,531	1,484	3,015	866	796	1,662	55.12
8	1,725	1,702	3,427	962	873	1,835	53.55
9	839	857	1,696	592	606	1,198	70.64
10	899	869	1,768	591	589	1,180	66.74
11	968	977	1,945	636	639	1,275	65.55
計	15,817	15,560	31,377	9,039	8,590	17,629	56.18

たが、朝から有権者の出足は順調で、午後十二時三十分現在における投票率は、二九・八二パーセント（衆議院）でした。

有権者三二、三七七人のうち、衆議院議員総選挙における投票者数は、男九、〇三九人、女八、五九〇人、計一七、六二九人で、最終の投票率は、前回の五四・四八パーセントを少し上回る五六・一八パーセントの成績に終わりました。

開票は、翌日の十二日、午前七時から市立南中学校体育館において行なわれました。

なお、市における各補者別の得票数および各投票所の投票状況は、次のとおりです。

候補者別得票数（得票順）

三ツ林弥太郎 六四〇三票
坂川 正吉 四四〇二票
野中 英二 三九三八票
高根 賢一 一、八〇七票
青木 正久 一、七八九票
無効票 二八七票

自治組織審議会開く

会長に 戸 石 博氏

会長代理に 小谷中 初蔵氏

十一月十五日、市役所において第一回三郷市自治組織審議会が開かれました。

当日は、市長をはじめ各委員さんの出席のもとに、市長からの諮問事項として、

(1) 町会（自治会）の区域設定について

(2) 市政協力委員の設置についての二件が提案され、活発な意見がかわされました。

いずれも長時間を要する重要な問題であるため、次回までに十分な検討が必要であるということで閉会されました。

なお、その席上において、委員

谷中初蔵 委員 石川隆一郎 石山三吉、美田彦三、加藤己之吉、吉野正治（市議会議員）、中村治郎、藤林久三郎、沖松之助、面来松雄（自治会長・区長）、大久保完二、大山惣次郎、広木恒一（土地改良区代表）、岡庭慶太郎（消防団長）、恩田 博（PTA連合会長）、鈴木澄江（婦人会長）

の互選の結果、会長に戸石博氏（市議会議員）が就任、会長代理には、小谷中初蔵氏（区長会長）が選出されました。

自治組織審議会委員は、次のとおりです。

三郷市議会議員

原口定八氏逝去される

当市議会議員である原口定八氏は、病氣療養中のごとく、去る十一月五日、看護のかいなく市川市の東京医科歯科大学市川病院にて脳出血のため逝去されました。

ここに、生前の故人の徳をしのび、ご冥福をお祈りいたします。

同氏は、大正九年に生まれ、昭和四十一年農業委員となり、さらに、昭和四十四年三郷町議

三郷市民憲章

- 1 環境をととのえ、川や道路をきれいにし、花とみどりを愛して、美しいまちをつくりましょう。
- 1 老人や子どもをいたわり、おたがいに人格を尊重し、しあわせな家庭、豊かな都市をつくりましょう。
- 1 教養を高め文化の向上をはかり、若い力を伸ばし

て明るい社会をつくりましょう。

- 1 スポーツを愛し、自然に親しみ、健康で住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 すべてのきまりを守り、交通災害や暴力のない平和な三郷をつくりましょう。

住みよいまちづくり

12月1日から土地の先買い制度を実施

市街化区域内の土地を有償で譲渡する場合は、契約を結ぶ前に市町村長を経由して知事に届け出が必要で、本年十二月一日からは「公有地の拡大の推進に関する法律」により公共用地を確保するために、地方公共団体などによる「土地の先買い制度」が実施されました。

これにより、公有地の拡大をおしすすめ、住みよい整然としたまちづくり、都市づくりを行なおうとするものです。

届け出を必要とする土地

市街化区域内の次にあげる土地を三〇〇平方メートル(約九一坪)以上、有償で譲渡するとき、

- (1) 道路、公園、学校、駐車場、病院、保育所など都市計画決定された都市施設の区域内にある土地。
 - (2) 道路、都市公園、河川の予定地として決定された区域内にある土地。
 - (3) 史跡、名勝、天然記念物などがある地域で知事が指定し、公告した区域内にある土地。
 - (4) あらたな市街地の造成を目的とした知事が指定し、公告した土地区画整理事業の施工区域、または新都市基盤整備事業の施工区域内にある土地。
- このほか、市街化区域内にある土地で、二、〇〇〇平方メートル(約六〇五坪)以上を有償で譲渡するとき。

土地の買取り

希望の申し出

届け出の義務がないものであっても、市街化区域内の土地で三〇〇平方メートル(約九一坪)以上であれば、県や市町村などへ売りたい場合には、買取り希望の申し出ができます。

以上の届け出や申し出は、いずれも市町村長を経由して、知事に行なうことになっています。

買取りの協議

届け出や申し出があった場合、知事は県や市町村、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社、住宅公団のうちから、当該土地の買取りを希望する団体があるかどうかを調査し、あった場合には、買取りの協議を行なう団体をきめ、買取りの目的を示して、協議を行なうことを、届け出をされた者へ通知します。

また、買取りを希望する団体がない場合でも、その旨を届け出をされた者へ通知することになっています。

以上の通知は、届け出や申し出

を市町村長が受理した日から十四日以内に行ないます。

次に、買取りを希望する団体とその土地の売買について協議することになりますが、この協議は正当な理由がなければ拒むことはできません。

なお、買取りの価格は、地価公示法による公示価格を基準とします。

土地の譲渡

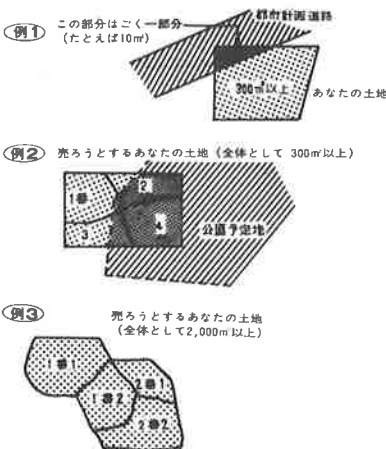
制限期間

届け出や申し出をした者は、次にかかげる期間を経過しないと、他への土地を譲渡することができません。

- (1) 買取りを希望する団体があるとして、その協議をする旨の通知があった日から十四日。
- (2) 買取りを希望する団体がなくて、その協議をしない旨の通知があった日から十四日。

なお、詳細などにつきましては、市役所都市計画課へお問い合わせください。電話622二二二六代表

こんな場合にも届出が必要です



- (3) 届け出や申し出をした日から、十四日を経過してなんの通知もなかったとき。

課税上の

優遇措置など

届け出をした土地が協議によって県、市町村または土地開発公社に買取られる場合は、三〇〇万円の特別控除が受けられます。

次に、届け出をしなかったり、うその届け出をしたり、譲渡制限期限内に当該土地を他へ譲渡したりした場合には、罰則が適用されますのでご注意ください。

あらましは、以上のとおりですが、届出書、申出書の用紙は、市役所都市計画課にそなえてありますので、ご利用ください。

なお、詳細などにつきましては、市役所都市計画課へお問い合わせください。電話622二二二六代表

交通災害共済に加入を

- おとな……………1ヵ年600円
○中学生以下……………1ヵ年300円

申し込みは
市役所安全課へ

※見舞金を請求されるかたは、事故発生日から
6ヵ月以内に手続きをしてください。



市消防団査閲行なう

功 労 者 など 表 彰

(敬称略)

恒例の消防団査閲は、十一月二十三日、寒々とした曇空のもと、市立南中学校において、市長をはじめ県消防課長、近隣市町長、議会議員、消防長、消防団長、消防委員等関係者多数の臨席をえて行なわれました。

査閲官に白石市長があたり、総指揮官岡庭団長、指揮官各副団長があたり、参加した消防団員三四九名には人員、服装、規律および機械器具の点検を行ないました。続いて表彰式が進行され、来賓の祝辞などがあり、無事終了いたしました。

この消防団査閲によって表彰されたかたは、次のとおりです。

▼県消防協会表彰

◎特別功労章 団長岡庭慶太郎、副団長堀切欣司
◎一等功労章 分団長西来清
◎二等功労章 分団長岡田清康、増田甚五郎
◎三等功労章 部長斎藤友秋、小沢久男、篠田治家、団員白石和重

◎消防技能章(A) 部長浅賀新一
◎消防技能章(B) 団員島根隆雄、内木 功
◎消防功績章 市長白石敏夫
◎消防功労章 消防委員岡田助広、加藤利明

◎一等勳章章 副分団長高鹿久夫、団員宮田健之
▼県消防協会吉川支部表彰

◎二等勳章章 班長中村勇、団員斎藤富五郎、豊田粹治
◎三等勳章章 団員山本健治、谷口実、班長堤井勇、団員秋谷治雄、石原靖尚、山沢昭一郎、宇田川嘉光

◎火災予防成績優秀者表彰 富山久夫、染谷秀一、秋山武男、豊田栄治、秋山米蔵、宮田馨、和井田忠三、石井春吉、森忠行、篠田直行、岡庭健治、松本隆、鈴木善一、篠田茂、大山保隆、江川章造、田中万吉、加藤敏夫、田中千代蔵、篠田慎五郎、石出菊次、沖周一郎、豊田喜助、谷古宇正男、千代田弘司、加藤正平

◎一等功労章 班長中村勇、鏡和喜蔵、江川清義
◎二等功労章 団員豊田栄治、青柳憲治、中村登、面来 晃、大熊庄一郎、島根隆雄、山沢昭一郎、部長戸張清次

◎三等功労章 団員斎藤富五郎、長本重伸、面来正男、中村猛夫、矢野重雄、宮田一男、浅賀敏夫、大山雅己、福岡広市、班長浅阪宣雄、団員加藤武雄、班長島根正光、団員高野須茂一、島田博司、秋谷治雄、班長千代田好道、団員岡田儀信
◎二十五年以上勤続(内助の功) 大山多摩枝、岡庭きみ、堀切うた須合マサ、高鹿 幸、恩田たま、宮田たけ、島根やい、宮田いね、堀切初江、海老原千代

新理事きまる

二郷半領用悪水路土地改良区
中川土地改良区

▼市条例による市長表彰 団員山

野瀬仙一郎、篠田慎五郎、彦野部落一同、寺田初五郎、(株)斎藤士建、八塚幸順、信田幸重

▼市消防長表彰

長森井由雄、矢口雄二、新井泰司

本俣治、谷口 実、班長堤井勇、団員秋谷治雄、石原靖尚、宮田清一、山沢昭一郎、分団長田中清、部長戸張清次、団員宇田川嘉光、岡田儀信

▼市消防団長表彰

団員豊田五郎、山本功力、高鹿 彰、斎藤 茂、根岸照三郎、篠田一男、岡田敏和、加藤勇、石井万三、加藤義光、田中長信、中村基一、永塚光洋、篠田邦雄、岡庭 勇、加藤 架、松、栗田一雄、岩田 淳、中野忠男、宇田川男、加藤松男、班長竹内美弘、鈴木成喜、森 康弘、部長森井由雄、矢口雄二、新井泰司



市内事業所で働く

優良従業員 105 名を表彰

市では、市内の事業所で働いている従業員のみなさんのため、永年勤続者および他の模範となるかたがたを表彰し、勤労精神の高揚と労働効率を高め、従業員相互の福祉の増進に寄与するため、優良従業員表彰規則を設けています。

その第3回表彰式が勤労感謝の日の前日である11月22日、午後1時から、市役所研修所において、市長、県労働部長、草加職業安定所長などをはじめ、市内の商工業に關係の深い多数の来賓を迎えて、盛大に行なわれました。

この日、表彰されたかたがたは市内43の事業所から推せんされた従業員105名で、白石市長から表彰状と記念品が贈られました。

二郷半領用悪水路土地改良区では十一月二十一日、中川土地改良区では二十二日、それぞれ臨時総代会を開き、新しい理事が次のとおりきまりました。(敬称略)

○二郷半領用悪水路

矢口宗四郎(彦江)、大久保完二(下彦川戸)、深井博弥司(駒形)、松浦 茂(幸房)、

広木恒一(長沼)、増田伝一(東町)、宮田太右衛門(吉川町)

(吉野蔵重(吉川町)、山崎

哲之助(吉川町)、森田兵衛(吉川町)、石山己一(松伏町)

○中川土地改良区

中村常蔵(前谷)、渋谷義男(花利田)、篠田清治(南連沼)

(菊名清治(吉川町)、相川作衛(吉川町)、鈴木義郎(吉川町)、山崎正己(松伏町)、川上確太郎(春日部市)、台湾七郎(八潮市)、会田種三郎(八潮市)、染谷金蔵(越谷市)

みんなで明るい正月を

ことしも12月1日から末日まで、歳末助け合い運動が行なわれています。

この運動は、「生活に困っている時は、お互いに助け合っていこう」という、地域住民の自発的な善意を盛りあげるために行なう全国的な住民運動で、共同募金運動の一環として、すすめられているものです。

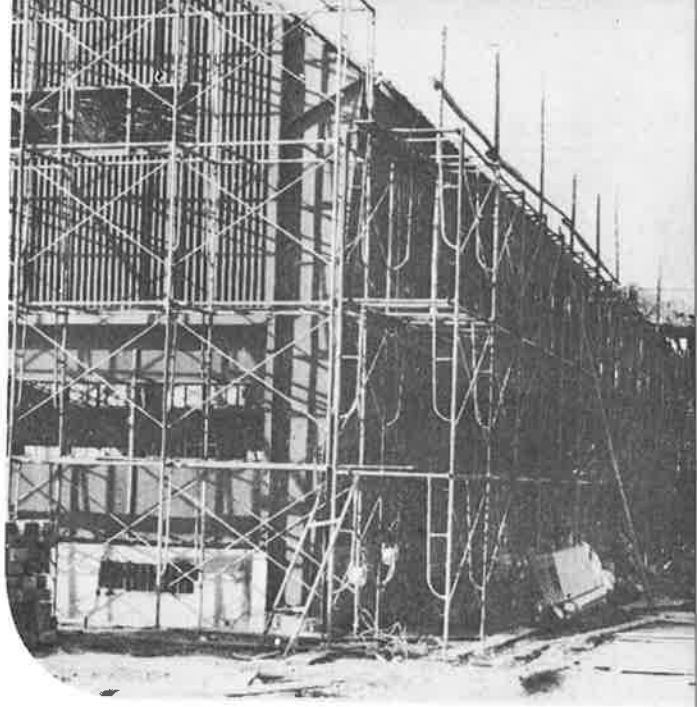
わたくしたちのまちに住むすべての人が、明るい正月を迎えられるよう、市民のみなさんには、ことしもこの運動にご協力ください。

歳末助け合い運動

1972年 市のできごと



建設のすすむ北中体育館…十一月
工事費六、一二〇万円をかけて、市
二つめの体育館である北中学校体育館
の建設工事が、順調にすすめられてい
ます。



◀ 第七小(仮称)新築工事すすむ
……十二月
日本住宅公団みさと団地内に、工事
費一億七千万円をかけて、第七小学校
(彦糸三丁目一番地外)の新築工事が
順調にすすめられています。



▶ 第六小学校完成する…七月
人口の急増により、学校不足を生
じていた当市南部地区に工事費二億
一、七二二万円をかけて、待望の第
六小学校(寄巻九二一の一、鉄筋コ
ンクリート四階建)が、七月に完成
しました。

・4月
良を解消するため
費1,411万8千円
成し、いつ水、浸
た。



▲ 三郷放水路建設はじまる…11月
中川上流地域 900 平方kmの湛水解消と同下
流域 100 平方kmの水質浄化ならびに当市と
吉川町地域の内水排除を目的とする、三郷放
水路の建設工事が11月からはじまりました。
(写真は大膳地内)

▼ 南中学校に体育館完成…5月

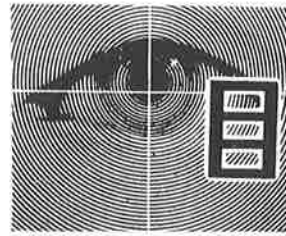
雨天時でも体育をと、工事費5,640万円をか
けて建設工事が進められていた、待望の南中学
校体育館が、5月に完成しました。





▲ 三郷市の誕生…5月

5月3日、県下37番めの市として「三郷市」が誕生し、市制施行をお祝して、南中学校体育館を主会場に、市内各所で記念行事が行なわれました。(写真右は、市民憲章を発表する白石市長)



でみる

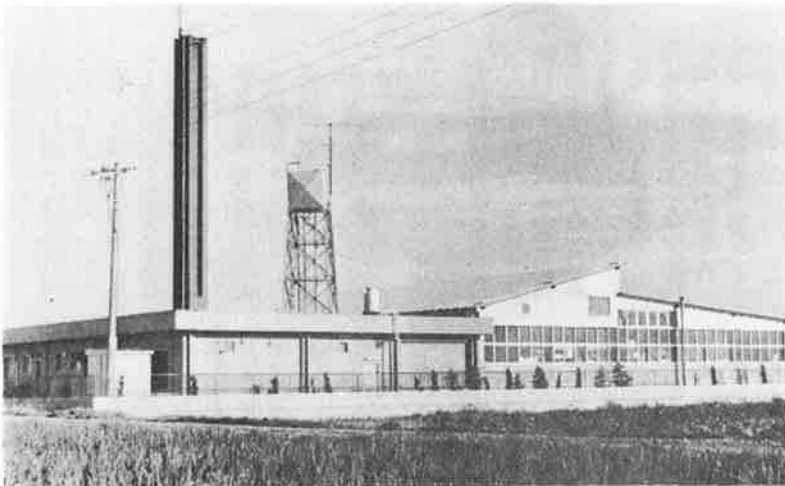
▶ 北部浄水場の完成…七月

急激な人口増により、既設の浄水場では、その能力に限界があるため、昨年九月から建設工事が行なわれていた北部浄水場(茂田井)が、七月にめでたく完成しました。



▶ 学校給食センターの完成…四月

児童・生徒に栄養のバランスのとれた食事をと、総工事費一億四、六六一万円をかけて、市立学校給食センター(彦倉九五八番地)が、四月十八日に完成しました。



▲ 中橋完成する…七月

三郷市徳島―下新田地内に架設されていた中橋が、事業費三、五九七万円で新しく架替され、七月一日に開通しました。この橋の完成により、市中心部と北部地区の交通が便利になりました。



▲ みさと団地一部完成まじか…10月

彦成地区北部に建設のすすめられている、日本住宅公団みさと団地の第1期工事(2312戸)がまもなく完成し、入居は来年4月頃になる予定です。

▼ 排水機場の

戸ヶ崎上堤外地域のに、八潮市の協力に。をかけて排水機場が4水などの被害が解消さ



サラリーマンの税金

給与所得の総決算

サラリーマンの所得税は、給与の支払者が給与を支払うときに、その給与に応じた所得税を差引いて納める源泉徴収制度になっています。

そして、十二月には今年一年間の源泉徴収された所得税を精算する。

年末調整は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収された所得税の年間合計額と一年間の給与総額に対する正しい税額（「年税額」）をいいます。この差額を精算する手続をします。

提出する申告書	控除の種類	給与所得から控除される金額
扶養控除等申告書	控除対象配偶者控除	200,000円
	扶養控除	140,000円 (150,000円)
	老人扶養控除	160,000円
	障害者控除	特別 160,000円 120,000円
	老年者控除	120,000円
	寡婦控除	120,000円
	勤労学生控除	120,000円
保険料控除申告書	生命保険料控除	最高 37,500円
	社会保険料控除	支払った額
	損害保険料控除	最高 10,000円 短期もの 2,000円
	小規模企業共済等掛金控除	支払った額
住宅貯蓄控除申告書	住宅貯蓄控除	最高 20,000円

年末調整は、給与の支払者に扶養控除等申告書など、いろいろ手続きの書類を提出していただくこととなりますので、わかりやすいように上表にまとめましたので、よくごらんになって申告もれがないようにしてください。

なお、中途で退職した後、再就職した人は、前の勤務先の源泉徴収表をもとて勤務先へ提出してください。

次の場合は、所得税の確定申告をしなければなりません。

確定申告の期限は、二月十六日

10月から 不当表示や景品の規制が 一部知事権限に

商品の販売競争が激しくなるにつれてウソやオーバーな宣伝、表示が横行する一方、不当な景品でお客の気を引く商法が目立つてきています。

こうした消費者をまどわすような、ゆきすぎた販売をなくするため「不当表示防止法」が制定され、公正取引委員会がその運用にあたってきました。

しかし、公正取引委員会の方では、各地で発生するこれらの問題を迅速に処理することはむずかしく、このため、十月一日から公正取引委員会の権限の一部が、都道府県に委任されました。

そこで、今後次のような問題は県が公正取引委員会に代って指導

から三月十五日までです。

○給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人

○災害を受け徴収猶予や還付を受けた人、中途退職した人（再就職した人、死亡退職した人は除きます）

○雑損控除や医療費控除および住宅取得控除をうける人

年末調整でおわかりにならない場合は春日部税務署法人源泉第一部門に、所得税確定申告については所得資産第一部門にお問い合わせください。

取り締りに当ることになりました

○不当な景品類の提供や不当な表示が行なわれたと認められるときは、業者に、その行為をとりやめるよう指示し、謝罪広告を出させる。

○県の指示に従わない業者または公正取引委員会が措置したほうが適当と認められる事件については、公正取引委員会に不当な措置を請求する。

○必要があれば、業者に景品類または表示に関して報告をさせるほか、場合によっては、事業所の立入検査をする。

このようにして、消費者のために、今後、さらにきめこまかな規制ができるものと期待されます。



三郷法人会

創立15周年

記念式典(行)なう

菊花がおる十一月十日、市役所において、三郷法人会(会長小櫃博氏)の創立十五周年記念式典が春日部税務署長ほか多数の来賓の出席のもとに行なわれました。

この日、会の発展のために貢献した役員並びに優良会員に、会長から感謝状と記念品が贈られました。

現在、三郷法人会の会員は、一〇社となっております。

生活上プラスになった

農家の主婦

研修に参加

県主催、農家主婦生活改善研修が、十一月十六日、十七日、一泊二日の予定で、県立農業経営研修所嵐山牧場の農家生活改善研修室において開催されました。

当市からは、早稲田二区の主婦六名が参加し、有意義であったとの報告がありました。

参加したかたは、「近所の主婦だけで一泊二日の研修と言うことで心配していたが、楽しく学びながら、腹を割って話し合うことができ、主婦としての役割の重要性と料理の研修等を受け、今後の生活上大きなプラスになった。毎年でも研修に参加したい」と言っておりました。

なお、参加したかたは、次のとおりです。

宮田節子、恩田春子、椎名文子、高鹿幸子、榎本とも、染谷治子

三郷市消費生活モニターきまる

市では、消費生活の実態について、広く市民のみなさんの意見を聞き、市民生活の向上発展を期するため、「三郷市消費生活モニター」を設置することになり、十月三十日、次のかたが、委嘱されました。

氏名 住所

松川 勝子 丹後四一九の二

中村 とみ 茂田井四四三

芝井 久子 一本木一一一

新倉 篤子 戸ヶ崎三の六一五の四

佐藤 ヒサ 戸ヶ崎二、九三〇の一

谷口富美子 谷口四一の一

田中 芳江 彦沢五三

— 129 —

児童手当の支給対象が拡大

請求受付は一月～三月まで

家庭生活の安定と児童の健全な育成および資質の向上を願い、本年一月一日から児童手当法が施行されました。

この制度は、円滑な発足の確かな実施を期するため、受給対象児童の年齢について段階をもうけ、その範囲を漸進的に拡大することとしています。

○対象者
発足当初における受給対象児童

の年齢は、三人以上の児童のうち五歳未満でしたが、四十八年の四月一日からは、同日において十歳未満(昭和三十八年四月二日以後出生の者)の児童がいる場合、新たに対象となります。

また、所得制限がありますので、制限金額以上の所得がある場合は、支給の対象となりません。

○手当額と支払月
児童手当の額は、対象となる児童一人について月額三、〇〇〇円を、毎年六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分が市から支給されます。

○手続き
新たに児童手当を受けるためには、児童の養育者が市福祉事務所へ認定請求書を出し、受給資格の有無について市長の認定を受けなければなりません。

なお、現在手当の支給を受けているかたで、新たに対象児童が増加する場合は、児童手当額の改定請求書を出し、市長の認定を受けることとなります。

来年1月から

月三、〇〇〇円を支給

在宅重度心身障害児
手当制度が発足

来年一月から、在宅重度心身障害児手当制度が発足します。

この制度は、在宅重度心身障害児の保護者に手当を支給することにより、これらの児童の介護にあたる保護者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

○対象者

保護者と同居している十八歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付を受けている一、二級の身障児や、知能指数三十五以下の精神薄弱

弱児が対象者となります。

○手当額と支払月
手当の額は、対象となる児童一人について、月額三、〇〇〇円を毎年三月と十一月の二回に分けてそれぞれ前月までの分が、市から支給されます。

○手続き
新たに手当を受けるためには、児童の保護者が福祉事務所(市役所内)に支給申請書を出し、受給資格の有無について、市長の認定を受けなければなりません。

昭和48年度



保育所の入所受付

来年度四月から

保育所へ入所を希望するお子さんの申し込みを受け付けます。

○入所要領は、次のとおりです。

○入所申請書交付
および受付場所
市福祉事務所児童係

○入所申請書交付期間
一月八日・九日

○入所申請書受付期間
一月十九日・二十日・二十一日

○対象年齢および

○入所後の経費(月額)
その世帯の所得に応じ、前年度一力年間の市民税、所得税、固

力所選んで作ってください。

心配ごと相談

◆とき

毎月10日 13時～15時30分

20日 10時～15時

30日 13時～15時30分

◆ところ 三郷市役所

なお、10日・20日が休祭日の場合は翌日、30日が休日の場合は行なわれません。

職業相談

市では、毎週火曜日に、草加職業安定所の協力を得て、職業相談を行なっています。

求人、求職またはパート希望のかたは、お気軽にご利用ください。なお、火曜日以外の日にも、市役所経済課で受け付けています。

◆とき 三郷市役所
9時30分～15時30分

教育相談

「毎月第2火曜日(休、祭日の場合は翌日)」は、教育相談日です。

相談内容は、いっさい秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

◆とき 1月9日(火)

9時から12時まで

◆ところ 教育委員会あわきの相談室

○受付事務

支給申請書の受付事務は、来年一月五日から二月二十八日まで、福祉事務所で行ないますので、該

ねたきり老人に

手当制度が発足

来年度から、ねたきり老人手当制度が新しく発足します。

この制度は、六十五歳以上の人で、ねたきりの状態が六カ月以上継続し、生計中心者の前年の所得について所得税が課税されていない世帯のねたきり老人に適用されます。

また、施設在在者については、

来年一月から68歳以上

老人医療費無料化制度

来年一月一日から老人の福祉向上にともない、年齢制限の緩和が次のとおり行なわれますので、該当されるかは、手続をとってください。

なお、所得制限はありません。

一、満六十八歳（明治三十八年生まれから）以上の老人のかた。

二、満六十五歳以上六十八歳未満で、不具癱疾の状態にあるかたのうち、国民年金法による福祉年金を受けているかた。

○受給資格取得手続

当する場合は、印鑑を持参のうえ手続をしてください。

なお、支給申請書用紙は、福祉事務所に出意してあります。

適用されません。

支給時期は、年三回となつておりますが、初年度に限って、来年一月末日までに申請があつた人に支給されますので、至急手続をするようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、福祉事務所へお問い合わせください。
電話 〇四八九(52)二二二二

(来年一月から受付)

前記に該当されるかたは、次の書類等を持参のうえ、市福祉事務所までおいでください。

(イ) 国民健康保険証または各種社会保険証

(ロ) 福祉年金証書（受給者のみ）
印かん

事務手続は、多少異なりますのでご了承ください。

なお、詳細等につきましては、福祉事務所へお問い合わせください。
電話 〇四八九(52)二二二二大代表

年末年始は休ませていただきます

市役所事務

12月29日から1月3日まで

ことしも残り少なく、さぞ、お忙しいことでしょう。

さて、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、例年のとおり市役所では、年末・年始は、次により休ませていただきます。

◇年 末……12月28日まで、29日から休みます。

◇年 始……3日まで休み、4日から平常どおり行ないます。

清 掃 作 業

12月31日から1月4日まで

日ごろ、清掃業務にご協力ありがとうございます。

今年も残り少なくなり、お忙しいことでしょう。

つきましては、年末・年始の清掃作業をつぎのとおり休ませていただきます。

○ゴミ・し尿・危険物（ドラム缶）の収集

12月31日から1月4日まで、休みます。年末・年始は、ゴミの量が多くなりますので、27、28日ごろまでに所定の場所に出されるように心がけてください。そして、お互いにきまりを守り、きれいなまちづくりにご協力いただき清潔にして新年を迎えましょう。

なお、年始は1月5日（金）から作業が行なわれます。特にゴミ収集について、きめられた曜日以外、搬出しないうご協力ください。

、定算確税により決定されます。な、四十八年度から高須、下新田、長戸呂保育所へ入所した場合、児童のバスの送迎は廃止とな

り、送迎は、保護者のかたになり、ます。
※現在、保育所へ入所している児童も引き続き入所希望されへおたつねください。

るかたは、前記にもつき申請所を提出してください。なお、詳細等は市、福祉事務所へおたつねください。

保育所名	年令区分	一歳以上二歳未満	二歳以上三歳未満	三歳以上六歳未満
戸ヶ崎保育所	戸ヶ崎三〇一		6	84
上口保育所	上口一〇七八			74
丹後保育所	丹後六九〇			85
高須保育所	高須一〇八六			60
長戸呂保育所	長戸呂五四六		6	74
下新田保育所	下新田一一七	25	35	60
つくし保育園	幸房七〇二	25以上三歳未満		60

行政相談

「毎月20日（休、祭日の場合は翌日）は行政相談日とす。

市役所では、恩給、年金、国税、環境衛生、道路、公害、生活保護、教育などの苦情、要望に応じておりますから、お気軽にご相談ください。

◆とき 1月20日（土）

◆ところ 10時から15時まで

◆相談相手 三郷市役所

◆相談相手

行政相談委員：水野 久代

県地方県民室

埼玉県交通安全憲章

わたくしたち埼玉県民は、人命尊重の精神にもとづき、交通の秩序を確立して、交通事故のない幸福な家庭と、平和で明るい郷土埼玉をつくるため、この憲章を定め実践することを誓います。

1. わたくしたちは、つねに正しく歩行し、危険な横断やとびだしはしません。
2. わたくしたちは、つねに安全運転につとめ、スピードのだしすぎむりな追越しはしません。
3. わたくしたちは、飲酒運転の追放につとめ、運転するときは酒を飲ませません。また飲みません。
4. わたくしたちは、交通安全運動や交通安全講習などに、すすんで参加します。
5. わたくしたちは、こどもや老人からだの不自由な人たちを交通事故から守ります。
6. わたくしたちは、交通事故をおこさないよう、また、あわないよういつでもどこでも愛のひと声をかけあいます。
7. わたくしたちは、よい交通環境をつくることにつとめます。

県庁：日曜、祭日を除く毎日
春日部地方庁舎：毎週金曜日

交通事故にあったとき、治療費の負担や損害賠償をめぐって、だれとどのような交渉をしたらよいかなど、いろいろなむづかしい問題が生じることがあります。

そこで、県では、交通事故相談所を設けて無料で相談に応じておられます。

定員 四十五名

働きながら通学する方に
育英奨学生募集

読売新聞社では、働きながら、自分の力で東京およびその周辺の

現行用途地域で処理します。
詳細は、市役所都市計画課へ。

用途地域切替による
建築確認の受付事務
新用途地域が、昭和四十八年一月十六日付で告示されます。
なお、確認申請を昭和四十八年一月十三日までに行なった場合は

交通事故相談



ウインタースポーツの花形、恒例のスキーを次にも開催いたしますので、多数ご参加ください。
日時 昭和四十八年二月四日
(日)、五日(月)、六日(火)

大学または東京理工専門学校に通学する学生に対して、奨学金を貸与し、有為の人材の養成につとめることを目的とした「育英奨学制度」を実施していますが、現在の来年度の奨学生を募集しています。

場所 奥利根国際スキー場
会費 一人五千五百円
交通 往復観光バス
申し込み 昭和四十八年一月二十日まで

東京都千代田区大手町一の一の七の一
読売新聞社内
電話〇三二四二二二二

国民年金

習字コンクールに入選

山本範子ちゃん

小沢厚子ちゃん

十一月に「国民年金普及推進月間」が全国的に実施されましたが、この期間中の催しとして習字コンクール作品の募集が行なわれ、こ

れに応募した山本範子ちゃん(第三小、三年)と小沢厚子ちゃん(第一小、六年)の二人が、数多い応募作品の中で、みごとに入選しました。

ねん さん
山本範子 ちゃん
山本範子 ちゃん の 作品

福 祉 社
小沢厚子 ちゃん
小沢厚子 ちゃん の 作品

保健だより

一月から二月にかけての保健衛生事業は、次のとおりです。

会場 市役所第一会議室
時間 午後一時から四時まで
で

時間 午後一時三十分から二時三十分まで
該当事 昭和四十六年七月一日から十二月三十一日まで生まれた幼児

おいでください。

◎乳児検診および相談

二月 五日 吹上公民館
十日 早稲田健康相談室

◎種痘接種
接種日
二月十九日 第一小学校
二十日 第二
二十一日 第三
二十二日 第四
二十三日 第五
二十四日 第六

◎ジフテリア
二月五日 第一小学校
六日 第二
七日 第三
八日 第四
九日 第五
十日 第六

十九日 徳島公民館
二十日 彦成農協
時間(相談)午前十時から正午まで
(検診)午後一時から三時まで

二月二十六日 第一小学校
二十七日 第二
二十八日 第三

◎母親学級(Dコース)

一回目 一月 六日
二回目 二月 二十日

二月二十六日 第一小学校
二十七日 第二
二十八日 第三

該当事 昭和四十二年四月一日までに生まれた幼児